

《申請から支給までの流れ》

【注意】「申請者＝対象住宅の所有者」となります。

【補助金交付申請】

施工業者を決定のうえ、**工事着手前に申請**してください（郵送不可）。

🌲 提出書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 施工計画書（新築のみ）
- ・ 外観の色彩基準確認表（第1号様式）（新築又は、屋根・外壁のリフォームのみ）
- ・ 市税等納付状況調査の同意書（第2号様式）
- ・ 建物の平面図、立面図
- ・ 秦野産材使用証明書（第3号様式）
- ・ 見積書の写し（リフォームのみ）
- ・ 現況写真（着手前）
- ・ 建築確認済証の写し（建築確認が不要な場合を除く）
- ・ 市税の納税証明書の写し（市外在住者のみ）

【書類審査・交付決定】 申請を受け付けた日の翌々週から3週間程度の書類審査期間があります。
「補助金交付決定通知書」を郵送いたします。

【工事の着手】 交付決定を受けた年度の3月31日までに完了する工事が対象です。
「補助金交付決定通知書」を受け取った後、施工業者に工事開始の連絡をしてください。工事の変更または中止等、補助金交付決定額に変更が生じる場合は、速やかに森林づくり課まで連絡してください。

建築、リフォーム工事現場に立ち入り調査をすることがあります。

【工事の完了】

工事完了後、速やか（30日以内）に**実績報告**してください。

- ・ 補助事業実績報告書
- ・ 外観の色彩基準確認表
- ・ 秦野産材使用実績証明書（第4号様式）
- ・ 市内施工業者からの領収書又は支払証明書の写し
- ・ 木材の出荷証明書等、秦野産材を使用したことが証明できる書類
- ・ 施工現場確認写真（完了後）及び秦野産材の使用が確認できる写真
- ・ 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）（新築及び新築購入のみ）

【書類審査・補助額の確定】 提出後、3週間程度の審査期間があります。
「補助金交付確定通知書」を郵送いたします。

【請求書の提出】

請求書に振込先の口座を記載し、提出してください。

【補助金の支給】 請求書の受理後、30日以内にお振込みいたします。
入金の確認は、通帳記帳にて確認してください。

Q&A

Q：市内施工業者の担当者による代理での申請は可能ですか？

A：可能です。ただし、申請書の記入はご本人でお願いします。

Q：「補助金交付決定通知書」を受け取る前に着手してしまいました。この場合、補助金は支給されますか？

A：支給対象外になります。「補助金交付決定通知書」の郵送までには、申請を受け付けた日の翌々週から3週間程度の審査期間があります。十分な工期が取れるよう、余裕を持った申請をお願いします。

Q：申請書類等はどこで入手できますか？

A：秦野市環境産業部森林ふれあい課の窓口や市ホームページで入手できます。（市ホームページの検索画面に「快適な住まいづくり」と入力し「検索」をクリック）

Q：施工業者はどこに依頼しても構いませんか？

A：市内の業者または市内に支店等があり、市内の住所で見積書、領収書を発行できる業者に限ります。

Q：構造材と内装材とはどのようなものですか？

A：構造材→構造躯体を構成する部材のうち、柱、梁、桁、土台、胴差、大引、構造用合板等の住宅の骨組みに当たる部材です。

内装材→室内に使用する厚さ 12 ミリメートル以上の内装建材（床、壁、天井、階段等）です。

問い合わせ

〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2

秦野市 環境産業部 森林ふれあい課 ☎ 0463-82-9631（直通）